## 議案第24号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に ついて

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の 規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

## 三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和45年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。) に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」と いう。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改 正 後		改 正 前		
」表第1(第12条	関係)	別表第1(第12条	€関係)	
階 級	年報酬	階級	年報酬	
団長	143,000円	団長	150,000円	
副団長	78,000円	副団長	82,000円	
地区団長	78,000円	地区団長	82,000円	
副地区団長	49,000円	副地区団長	51,400円	

- 1		
KIEK	地区本部長	45,000円
踏一	分団長	22,000円
項の	副分団長	19,000円
	部長	17,000円
	班長	15,000円
	団員	14,000円

	E. b. 0 300.00 000
地区本部長	47,700円
分団長	23, 100円
副分団長	19,900円
部長	17,800円
班長	15,700円
団員	14,600円

## 別表第2 (第13条関係)

77-48-5	水火災の場合	1回につき	4,300円
西鄉田		4時間を超 えて従事 する場合1 回につき	5, 400円
3   3	警戒の場合	1回につき	4,300円
	訓練の場合	1回につき	4,300円
	その他団長が招集する場合	1回につき	4, 300円

## 別表第2 (第13条関係))

	and the same of th	
水火災の場合	1回につき	4,500円
	4時間を超 えて従事 する場合1 回につき	5,700円
警戒の場合	1回につき	4,500円
訓練の場合	1回につき	4,500円
その他団長が招集する場合	1回につき	4,500円

附 則この条例は、	平成1	6年4月1日左	から施行する。	
P1000 ,28				